

一 般 行 政 報 告

平成21年 第9回定例会 (12月)

《 目 次 》

- 1 稚内空港 2200m滑走路の供用開始について . . . 1
- 2 丘珠空港発着便の新千歳空港集約について . . . 3
- 3 メモリアル事業について . . . 5
- 4 スポーツ合宿の実績について . . . 7
- 5 定額給付金の支給実績について . . . 9
- 6 住民訴訟判決に係る控訴について . . . 10

平成 21 年・第 9 回稚内市議会定例会の開催にあたり、
6 項目につきまして一般行政報告をさせていただきます。

◎ 第 1 点目は、「稚内空港 2200m 滑走路の供用開始について」であります。

平成 19 年度から国が整備を進めてまいりました「稚内空港の滑走路延長工事」が完了し、去る 11 月 19 日に供用を開始いたしました。

この工事には総事業費約 24 億円が投じられ、滑走路を東側に 200 メートル延長して 2,200 メートルとなりました。

今回の延長により、着陸距離に余裕ができ、より強い追い風でも着陸が可能となり、また機体重量制限が緩和されるため搭載できる燃料が増加して、上空での待機時間が延長されるなど、悪条件下における就航率の向上が見込まれます。

稚内空港は、これまで冬季の厳しい気象条件により、たびたび欠航が発生しておりましたが、就航率の向上により、市民生活や冬期の観光振興、経済活動の活性化に繋がるものと大いに期待しているところであります。

◎ 第2点目は、「丘珠空港発着便の新千歳空港集約について」であります。

本年4月に、全日空が子会社であるエアーニッポンネットワークの稚内便を含む丘珠空港発着の全路線を、新千歳空港に集約する方針を表明して以来、本市としては関係自治体等と連携を図りながら、丘珠便の必要性を訴えてまいりました。

また、北海道からも、丘珠空港便の廃止は利用者・地域経済・まちづくりへの影響が大きいことから、新千歳空港への集約化の再考を求めるとともに、再考にあたっては地域と十分に時間をかけて協議するよう、全日空に対して求めてきたところであります。

このような経緯から、北海道、関係6市町、道内経済団体、全日空で構成する「丘珠空港発着路線に係る協議会」が設置され、本年6月から、丘珠便存続に向けた協議を重ねてまいりました。

しかしながら、改めて先般、全日空本社の企画担当の方が本市を訪れ、明年7月1日から、丘珠空港発着便をすべて新千歳空港に集約化する旨の説明を受けました。

それによると、稚内空港発着便については、現行の便数を維持するとともに、現在の定員より18人増える74人乗りの機種に変更し、ダイヤについては各市町村の意見を踏まえ決定していく考えが示されました。

これらを受け、先月20日に北海道及び札幌市がエア・ニッポンネットワークの丘珠空港撤退を正式に容認する旨を各々表明しておりますので、今後は、稚内空港高度利用協議会や観光協会をはじめとする関係団体等と連携を図りながら、改めて本市としての意見・要望を取りまとめ、全日空に申し入れたいと考えております。

◎ 第3点目は、「メモリアル事業について」であります。

平成 19 年度から様々な分野で展開してまいりました「メモリアル事業」は、本年、5ヶ年の事業期間の中間年にあたり、これまで以上の規模で“にぎわいの創出”を目指し、様々な事業を展開いたしました。

まず、『間宮海峡発見 200 年記念事業』では、6月 20 日に北方記念館でオープンした『間宮林蔵展』を皮切りに、江戸時代の偉大な探検家・間宮林蔵の偉業について、市民や本市を訪れる観光客の皆さまに、様々な機会を通じ身近なところで知っていただきました。

10月 18 日までの『間宮林蔵展』開催中の北方記念館の入館者数は 18,701 人で、昨年同期と比較して 24.8%、3,717 人の増となり、東京からのツアーが組み込まれるなど、観光振興にも大いに寄与したものと受け止めております。

なお、使用した貴重な資料の一部につきましては、明年 4 月 20 日まで、副港市場内の港ギャラリーで展示を継続しております。

また、協賛事業も含め、7月には『林蔵まつり』と『北海道地域創造フォーラム』、9月は『歴史シンポジウム』、10月は『冒険家フォーラム』、11月には「間宮海峡発見200年祭」の締めくくりとしてシンポジウム『稚内の魅力と可能性』を開催するなど、道内外からも関心を持つ多くの方々に来訪していただき、林蔵の偉業に思いを馳せるとともに、当地域の未来の可能性について認識を高めたところです。

また、これらの関連事業として開催した野球とバスケットボールのプロスポーツの試合開催につきましては、プロ選手の試合を地元で観戦できるめったにないチャンスであり、また当地のスポーツ選手たちのレベルアップのためにも、絶好の機会になったものと考えております。

来年度の内容につきましては、現在、所属課で詳細を協議しておりますが、今後とも市民、関係者の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

◎ 第4点目は、「スポーツ合宿の実績について」であります。

ここ数年、交流人口の拡大と青少年の競技力向上を目指し体育協会と連携を図りながら進めてきたスポーツ合宿誘致は、これまでの誘致活動の成果が着実に現れはじめました。

実績といたしましては、

平成19年度 3チーム、63名

平成20年度 6チーム、95名

そして本年度につきましては、新たに道外の大学も加わり、10月までに実業団・プロチーム、大学・高校など合わせて10チーム、262名が本市を訪れ、延宿泊者数も1,491名を数えております。

さらに明年3月までに2チームの合宿が予定されており、本年度は、昨年の2倍以上の実績となることが見込まれております。

各チームの監督や選手たちからは、夏でも過ごしやすい気候と豊かな自然が合宿環境に適しているとの高い評価も頂いておりますが、関係者をはじめ市民の皆さまの温かい歓迎もあり、リピーターとしての利用も定着してきたものと受け止めております。

また、こうして本市を訪れる道内外のハイレベルの選手に、本市のこども達への指導をお願いして競技力向上を目指す取り組みも行っており、合宿誘致は本市経済の活性化のみならずスポーツ振興にも大いに寄与するものと考えます。

来年度以降も、スポーツ合宿の誘致・支援はもちろん、これらも含めてイベント・コンベンションの誘致をさらに進め、地域経済への波及、“にぎわいの創出”へとつなげてまいります。

◎ 第5点目は、「定額給付金の支給実績について」であります。

定額給付金につきましては、本年2月に定額給付金事業推進本部を設置して、速やかにかつ申請漏れのないように取り組んでまいりましたが、4月1日から開始した申請受付は去る9月30日で終了し、給付金の振込みにつきましても、11月5日で全て完了したところであります。

この間に、給付を受けたのは19,083世帯、給付総額は6億432万4千円、給付率は98.9%になりました。

これは、現時点における全国平均96.6%、また全道平均の96.9%をいずれも上回るものであり、関係する皆様のご協力の下、制度の周知を含め、円滑に事務を終了することができました。

◎ 最後に、「住民訴訟判決に係る控訴について」であります。

平成 19 年度に交付した、市議会政務調査費の一部返還を求める住民訴訟の第一審判決が去る 10 月 20 日、旭川地方裁判所で、ありました。

判決では、本市の主張の大部分は認められたものの、一部において原告の主張が容認され、広報費に係る経費の一部が用途基準に適合しない経費であるとして、返還を求める内容でありました。

本市といたしましては、返還を求められた広報費の経費は、政務調査費の趣旨を何ら逸脱するものではなく、用途基準に適合するものと判断しており、顧問弁護士とも十分に協議し、第一審判決における事実認定および法令解釈について上級審の判断を仰ぐ必要があるとの結論から、去る 11 月 2 日付けで札幌高等裁判所に控訴したものであります。

今後は改めて、本市の判断の適合性について説明をさせていただきます、適正な判断をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上、6項目をご報告申し上げ、私の一般行政報告とさせていただきます。有難うございます。